

新毎日新聞

2月25日(水)

2015年(平成27年)

岡山

人生に向き合う

核家族化などによる一人暮らし高齢者の増加に伴い、孤独死などの問題が深刻化している。そんな中、故人の生前の持ち物を身内に代わって片づける「遺品整理業」が注目され、県内でも約150人の遺品整理士が活動している。

一方、ニーズの高まりにつけ込んだずさんな整理や高額請求などトラブルも発生。泣き寝入りする遺族も少なくない。今すべき「死後の備え」とは何か。遺品整理の現場や専門家の意見を3回に分けて紹介する。

【原田悠】

昨年12月、和氣町日室の延原直樹さん(35)が遺品整理会社「ラステック」の作業に同行した。向かったのは岡山市内の市営住宅の一室。亡くなった91歳の女性は独身で、数十年間一人暮らしの状態が続いていた。赤磐市に住む親族男性(29)が「仕事が忙しく、自分だけでは片付けられない」と依頼した。

「お邪魔いたします」。女性宅の前で、遺品整理の服を、延原さんが一着

故人を思い丁寧に確認



亡くなった女性宅に残された衣服を一着ずつ丁寧に整理する延原直樹さん
=岡山市で

男性は「(女性は)子供がいなかったから、幼いを見られなかつたとい

う。「自分が世話してい

死後への備え

「遺品整理」から考える

上

一着、丁寧に折り畳む。時にかわいがつてもらつたな」と笑顔を浮かべた。けれど、そんな後悔と同様にチェックし、中に何か入っていないか確認。本当に感謝しています」

ノートや手紙を見つけると、「女性の人生の一部だから」と、最後まで読み込む。

10時間かけて2ントラック3台半分の荷物を運び出し、部屋は空になつた。部屋からは、親族男性が小学生だった頃、亡くなつた女性と撮つた写真が何枚も見つかった。

延原さんが遺品整理士をして志したのは、祖母の突然の死だった。2010年11月、祖母の延原静子さん(当時73歳)が交通事故で亡くなった。静子さんは、延原さんの自宅近くで一人暮らしをしていたが、延原さんは仕事を

延原さんが遺品整理士への転身を決めた。

「故人の大切な品々を扱うので、お悔やみの気持ちを忘れず丁寧に作業しよう」。そんな思いで事故で亡くなつた。静子さんは、延原さんの自宅近くで一人暮らしをしていたが、延原さんは仕事を

延原さんが遺品整理士への転身を決めた。

「故人の大切な品々を扱うので、お悔やみの気持ちを忘れず丁寧に作業しよう」。そんな思いで事故で亡くなつた。静子さんは、延原さんの自宅近くで一人暮らしをしていたが、延原さんは仕事を

延原さんが遺品整理士への転身を決めた。

每新間日

2月26日(木)

2015年(平成27年)

山

悪徳業者、相次ぐトラブル

死後への備え

「遺品整理」から考える

2

遺品整理十

遺品整理十

遺品整理業に対する需要の高まりで、関連業者は全国で7000社以上に上るとみられ、悪徳業者によるトラブルが後を絶たない。業界団体の「遺品整理士認定協会」（北海道千歳市、012-251-0528）によれば、一般的に、遺品整理業は約20件の苦情・相談が寄せられているという。県内でも高額請求などのトラブルが報告されていて、遺品整理士の延原直樹さん（35）らも、県内で月に数回、説明会を開くなどして対応している。

人の持ち物を悉からトランクへ投げ落とす▽貴重品が見つかっても遺族に知らせずに回収する――などといった悪徳業者の深刻な問題も発生。立会人も「頼んでいるから仕方ない」と諦めている場合が多いという。

理作業が6万～8万円
遺品の処分費用が4万
6万円という。だが、
頼していない部屋につ
ても費用を請求される
質なケースがあると
う。

較してみることが大事」
としている。

複数業者から見積もりを



悪徳業者とのトラブルを防ぐため、定期的に説明会を開いている遺品整理士の延原直樹さん（中央）ら=和気町で

は、故人の持ち物を、現金や骨董品などの貴重品▽仏壇や布団など供養が必要な品▽廃棄物・リサイクル品――などに分類し、相談のうえ、遺族に渡したり処分したりす。

(北区南方2)にも、相談が寄せられている。東京都在住の60代男性は昨年3月、岡山県内に住んでいた亡父の遺品整理を業者に依頼。同年7月までに、頼んでいない部屋の家具を撤去させられたうえ、明細書もなく30万円を請求された。

した業者に、「全部廃棄する」と一方的に言われ、逆に1万5000円を支払わされた。相続の手続き上必要な領収書も交付されなかつたという。

今月10日には、笠岡市内の男性(70)から、郵便受けに遺品整理業者の広告が何枚も入つていて、「どこを信用したらいい

 遺品整理を巡って、高額請
求や不要品の不正投棄など悪
質な業者によるトラブルが相次いだ
ことから、業界の健全化を図ろうと
2011年9月に有志業者らで作
る一般社団法人「遺品整理士認定協
会」（北海道千歳市）が発足。同月
に遺品整理士の民間資格を創設
した。業務内容や構成、遺品整理
にまつわる法制度などを約2カ月

間、通信制で学ぶ。リポートで所定の成績を収めた合格者には遺品整理士の認定証書が発行される。昨年12月末現在、同協会に認定された遺品整理士は全国で約6300人、岡山県内では約150人。ただ、資格に法的根拠がなく、同協会での通信講座を受けることなく活動する業者もあり、こうした業者がトラブルを引き起こしているとみられて

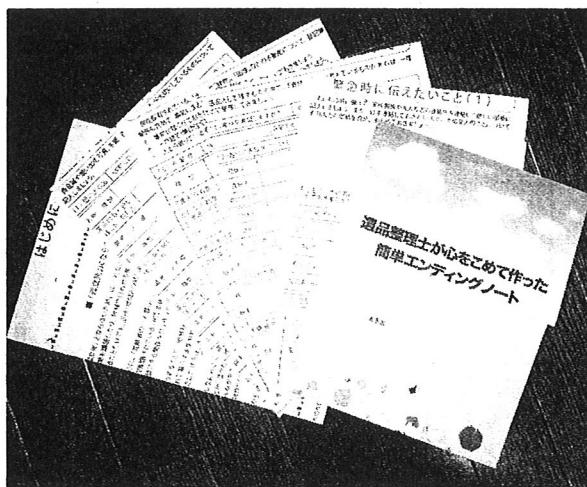
新毎日新聞

山尚

2月27日(金)

2015年(平成27年)

希望する方法を書き残す



遺品整理士認定協会が事前の記入を推奨する
エンディングノート

まで民間資格のため強制力がなく、資格を得ず活動する業者も潜む。

同協会は、自分の遺志通りに家財を整理してもらえるよう、家族に渡したい家財や処分方法を生前に記しておく「エンディングノート」を作るこ

とを勧めている。遺品の扱い方や遺言状の準備状況、希望する葬儀などの項目に記入しておき、自

宅で保管するか、協会員

親族、法律家を頼りに

遺品整理の専門性を高めてもうおうと、創設された遺品整理士の民間資格。受講者は増加傾向だが、法的根拠がないことから、悪徳業者の介入に

は歯止めがかかっていない。

そのため、同協会は独自の教材を作った。

や法制度、背景にある社

会問題などをテキストやDVDで学ぶが、あく

死後への備え

「遺品整理」から考える

せておく「任意後見制度」も有效という。一方、業者急増の背景にある孤独死について、より問題意識を持つべきだとの声もある。

遺品整理士の資格取得

のため、相続問題などに詳しい赤れんが法律事務所(札幌市)の杉山央

弁護士は、任意後見制度

の活用を指摘する。この

制度は、高齢による認知症や知的障害などで判断力が衰えた人に代わり、

財産管理や契約行為、法定手続きを行う「成年後

見制度」の一種。弁護士や親族らを本人が事前に任意後見人として決め

て、家裁が監督する。杉

立していいる高齢者への対策をどうするか、という

ことは課題として残る」と話す。

制度は、身内を突然失った人、親

族や地域から孤立してい

る人……。それぞれの抱える問題を共有し、考

ること。「死後への備え」は、そうしたことから始まるのではないかだろう

か。【原田悠里】